# √V 日清製粉グループ



© 2012 Studio Ghibli

# 第178回

# 定時株主総会招集ご通知

#### 開催日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始予定:午前9時)

#### ■開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

#### ■決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を

除く)10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

新型コロナウイルス感染防止のため、**当日のご来場は極力お控え下さいますようお願い申し上げます。** なお、新型コロナウイルス感染症対策として、会場の座席間隔を広げることから、ご用意できる席数に限りがございます。

**議決権行使は、書面又はインターネット等による 方法でお願いいたします**(詳細は本招集ご通知をご 覧下さい。)。

新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記の**時刻・場所等に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/) に掲載させていただきます。** 

## 株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード:2002

# 株主各位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地

# 株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 見 日 信 樹

# 第178回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第178回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場は極力 お控えいただき、議決権のご行使につきましては、後記「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数な がら2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに以下のいずれかの方法によってご行使下さいます ようお願い申し上げます。

#### 〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折 返しご送付下さい。

#### [電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使]

後記[インターネット等による議決権行使のご案内]をご参照いただき、上記の行使期限までに議決 権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご投票下さい。

敬具

記

2022年6月28日(火曜日)午前10時 **1 A** 時

2 場 所 東京都品川区北品川4丁目7番36号

東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記の時刻・場所等に変更が生じる場合は、 インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/)に 掲載させていただきます。

#### 3 目的事項

#### 報告事項

- 1.第178期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第178期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

#### **5** その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が 監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、 上記の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

以上

◎ 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社 ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止のため、**書面又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場は極力** お控え下さいますようお願い申し上げます。

◎ 総会当日のご留意事項につきましては、同封の「第178回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧下さい。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。 また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 総会当日までの感染拡大の状況等を踏まえ、会場や開始時刻、株主総会の運営方法等を変更する場合がございます。 変更の場合、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/) に掲載させ ていただきますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

# 事前に議決権を行使する場合

後記[株主総会参考書類]をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使下さいますようお願 い申し上げます。

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



# 書面(郵送)による 議決権行使の場合





# インターネット等による 議決権行使の場合





- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表 示いただき、**2022年6月27日(月曜日)午後5時30** 分までに到着するようにご返送下さい。
- 議決権行使書用紙に各議案の替否の表示をされない 場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いい たします。
- 後記「インターネット等による議決権行使のご案 内 | をご参照の上、2022年6月27日(月曜日)午後5 時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い 申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権行使をさ れた場合は、最後に行われたものを有効な議決権 行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたもの を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# 当日ご出席の場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。 また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいま すようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。

総会当日までの感染拡大の状況等を踏まえ、会場や開始時刻、株主総会の運営方法等を変更する場合がございます。 変更の場合、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/) に掲載させ ていただきますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

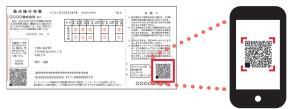
議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時30分まで

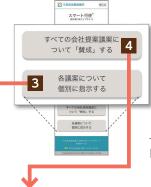


# スマートフォンによるご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を スマートフォン又はタブレット端末で読み取ります。 2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開く と議決権行使ウェブサ イト画面が開きます。 議決権行使方法は2つ あります。

すべての会社提案議案について 「賛成」する

3

前の画面にもどる

# 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否を ご入力下さい。 4 ご行使完了



確認画面で問題なければ「この 内容で行使する」ボタンを押し てご行使完了です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net)へ直接アクセスしてご行使いただくことも可能です)。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



# パソコンによるご行使

議決権行使ウェブサイトへアクセス

https://www.web54.net

「次へすすむ|をクリック



・・・ ログイン・・・

 ・議決権行使コートを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください
 ・議決権行使コートで3、議決権行使書用紙に記載しております。
 ・電子メールにより招集ご連加を受験されている株主様の場合は、 (電子メールにより16年に通知と天城で110、1999年1977年) - 招集ご通知電子メール本文に記載しております) 議決権行使コード:

# ログイン

議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」を入力し、 「**ログイン**」をクリック

# パスワードの入力

議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」を入力し、実際に ご使用になる「新しいパスワード」を 設定の上、「登録」をクリック



# ここまでで準備は完了です。ここからは画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

- ※ インターネット等により議決権をご行使いただく際の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない 場合がございます。

システム等に関する お問い合わせ

三井住友信託銀行

専用ダイヤル

証券代行ウェブサポート **20120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

#### 議案及び参考事項

#### ■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき39円(前期に比べ2円の増配)となります。

なお、本議案をご承認いただきますと、株式分割において1株当たりの配当金の調整は行わずに実質増配いたしました2014年3月期以降、9期連続の増配となります。

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は5.950.423.480円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日2022年6月29日といたしたいと存じます。

#### ■ 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月 1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款及び変更案は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下版は久丈即力で小しより。)
現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記 載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを利用する 方法で開示することにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとるものとする。 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 合で定めるものの全部又は一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株主に対して交 付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の 決議をもって、2019年6月26日開催の第175回定時株主総 会終結前の同法第423条第1項に規定する監査役(監査役で あった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免 除することができる。	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取 締役会の決議をもって、2019年6月26日開催の第 175回定時株主総会終結前の同法第423条第1項に 規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損 害賠償責任を法令の限度において免除することがで きる。
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### ■ 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名全員が任期満了となります。 つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、 本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段陳述すべき事項はないとの意見表明 を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		f	£		名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への出席状況
1	•5	利		晃	再任	取締役専務執行役員 企画本部管掌 経理・財務本部管掌	13回/13回 (100%)
2	岩	岭	zð <b>浩</b>	いち	再任	取締役常務執行役員 事業開発本部長	130/130 (100%)
3	小 *	高		きとし <b>聡</b>	再任	取締役常務執行役員 技術本部長	130/130 (100%)
4	増増	島	直	ڔ	再任	取締役常務執行役員 総務本部長	90/100 (90%)
5	**# 	É H	たか	夫	再任	取締役常務執行役員	13回/13回 (100%)
6	رِّر آر	池	祐	=	再任	取締役常務執行役員	130/130 (100%)
7	伏	屋	かず <b>和</b>	<sub>ひこ</sub> 彦	再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回(100%)
8	永	并	*bと 素	夫	再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回(100%)
9	たき	原	tf A <b>賢</b>	<u>"</u>	新任	常務執行役員	_
10	遠	藤	のぶ <b>信</b>	博	新任社外取締役 独立役員	_	_

(注) 増島直人氏の出席状況については、2021年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。





**羊**利

牛年月日

候補者の有する当社の株式の数 42.160株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1979年 4 月 当社入社

当社経理·財務本部財務部長 2010年6月

当社執行役員経理・財務本部財務部長 2012年6月

2013年6月 当社取締役企画本部長 2015年6月 当社常務取締役企画本部長

当社常務取締役経理·財務本部長 2017年4月

2019年6月 当社取締役常務執行役員経理・財務本部長

1956年12月16日生 2020年6月 当社取締役専務執行役員企画本部管掌

兼経理・財務本部管掌(現在に至る)

#### 取締役候補者とした理由

手利 晃氏は、経理・財務及び経営企画をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成 長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。



再任

岩崎

生年月日 1956年 9 月12日生 候補者の有する当社の株式の数 65.600株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1980年 4 月 当社入社 2012年6月

当計取締役

日清フーズ株式会社取締役社長

2014年6月 当社常務取締役

2015年 6 月 トオカツフーズ株式会社取締役

2017年6月 当社執行役員

トオカツフーズ株式会社取締役副会長

2019年 6 月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長

(現在に至る)

2019年7月 トオカツフーズ株式会社取締役会長

(現在に至る)

[トオカツフーズ株式会社取締役会長(代表取締役)]

#### 取締役候補者とした理由

岩崎浩一氏は、中食・惣菜事業や加工食品事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長 期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。



再任

小蒿

態

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1983年 4 月 当社入社

2007年6月 当社技術本部技術部長

2012年 4 月 日清製粉株式会社取締役生産本部長

2012年 6 月 当社執行役員

2015年 6 月 当社取締役技術本部長

2019年6月 当社常務執行役員技術本部長

2020年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長

(現在に至る)

生年月日 1958年11月18日生 候補者の有する当社の株式の数 34,591株

#### 取締役候補者とした理由

小高 聡氏は、生産管理・技術開発等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の 向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。



4 再任

增島首人

生年月日 1960年 9 月11日生 2017年 6 月 候補者の有する当社の株式の数 31,281株 2019年 6 月

#### ■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1983年 4 月 当社入社

2014年 6 月 当社執行役員企画本部GS(国際)

兼同本部中国室長

2015年6月 日清製粉株式会社取締役経営企画部長

兼海外事業本部長

2016年6月 日清製粉株式会社常務取締役経営企画部長

兼海外事業本部長

2017年6月 当社取締役総務本部長

2019年6月 当社常務執行役員総務本部長

2021年6月 当社取締役常務執行役員総務本部長

(現在に至る)

#### 取締役候補者とした理由

増島直人氏は、総務・人事や経営企画・海外事業等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。





牛年月日 1960年9月27日生 2019年6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る)

#### ■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1983年 4 月 当社入社

2011年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長

2012年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役

日清製粉株式会社常務取締役営業本部長

2015年 4 月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長 2017年4月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る)

候補者の有する当社の株式の数 38.896株 「日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]

#### 取締役候補者とした理由

山田貴夫氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上 を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。



再任

小池 精盲

生年月日 1960年 1 月16日生 候補者の有する当社の株式の数 35,131株 [株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長(代表取締役)]

#### ■ 略歴・当社における地位及び担当「重要な兼職の状況」

1983年 4 月 当社入社 2014年6月 当社執行役員

日清ペットフード株式会社取締役社長

2017年 6 月 当社取締役

日清フーズ株式会社取締役社長

2019年6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る) 2022年 1 月 株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長

(現在に至る)

#### 取締役候補者とした理由

小池祐司氏は、事業経営者としての豊富な経験・実績及び加工食品事業の営業に関する豊富な知見を有しており、当社が持続 的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。



# 再任社外取締役独立役員

# 従 屋 がずでき

牛年月日 **候補者の有する当社の株式の数 5.600株** 2015年6月 当社取締役(現在に至る)

#### ■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1967年 4 月 大蔵省入省 国税庁長官 1999年7月

2001年7月 国民生活金融公庫副総裁

2002年7月 内閣官房副長官補 2006年 1 月 会計検査院検査官 2008年2月 会計検査院長

2009年 1 月 定年退官

1944年 1 月26日生 2009年 6 月 当社監査役

[一般社団法人日本内部監査協会会長]

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する 適切な助言、監督を行っていただいており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期 待される上記の役割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外 監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に 遂行いただけるものと判断しております。



再任社外取締役独立役員

# 

牛年月日 1954年 3 月 4 日生 候補者の有する当社の株式の数 1,000株

#### ■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1977年 4 月 株式会社日本興業銀行入行

2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員

2007年 4 月 同行常務執行役員

2011年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員

2011年6月 同行取締役副社長(代表取締役)

兼副社長執行役員

2014年 4 月 同行理事

2014年6月 同行理事退任 2015年6月 当社監査役

2019年6月 当計取締役(現在に至る)

[日産自動車株式会社社外取締役] 「オルガノ株式会社社外取締役」

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督 を行っていただいており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役 割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。



9 新任

瀧原 賢二

生年月日 1966年 2 月 3 日生 候補者の有する当社の株式の数 37,760株 ■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1988年 4 月 当社入社

2006年 6 月 当社企画本部IR室長

2009年6月 日清製粉株式会社業務本部

業務グループリーダー

2013年6月 日清製粉株式会社取締役業務本部長

2016年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社取締役

2019年6月 当社常務執行役員(現在に至る)

日清製粉株式会社常務取締役業務本部長

2021年6月 日清製粉株式会社専務取締役

(現在に至る)

[日清製粉株式会社専務取締役]

#### 取締役候補者とした理由

瀧原賢二氏は、製粉事業に関する豊富な経験・実績及びIRや経営企画・技術開発等に関する幅広い知見を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。



10 新任 社外取締役 独立役員

遠藤情博

生年月日 1953年11月8日生 候補者の有する当社の株式の数 0株

#### ■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1981年4月 日本電気株式会社入社

2006年 4 月 同計執行役員

兼モバイルネットワーク事業本部長

2009年4月 同社執行役員常務

2009年6月 同社取締役執行役員常務 2010年4月 同社代表取締役執行役員社長

2016年 4 月 同社代表取締役会長 2019年 6 月 同社取締役会長(現在に至る)

[日本電気株式会社取締役会長]

[東京海上ホールディングス株式会社社外取締役]

[住友ファーマ株式会社社外取締役]

「株式会社日本取引所グループ社外取締役]

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤信博氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する方であり、その経験と見識に基づき当社の業務執行に対する助言、監督を行う社外取締役として適任な方と判断し、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって期待される上記の役割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伏屋和彦、永井素夫の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める 賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
  - 3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、遠藤信博氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 4. 当社は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、会社法第430条の3 第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
  - 5. 瀧原賢二氏は、2022年6月28日付で日清製粉株式会社取締役会長に就任する予定であります。
  - 6. 社外取締役候補者に関する事項
  - (1) 伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf) に掲載しております。) を満たしておりますので、3氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - (2) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約7年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約13年であります。
  - (3) 永井素夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約3年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約7年であります。
  - (4) 遠藤信博氏は、2022年6月開催の日本電気株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社取締役会長を退任する予定であります。
  - (5) 永井素夫氏が2019年6月まで社外監査役(常勤)を務め、同月から社外取締役を務める日産自動車株式会社は、国内車両製造工場における完成検査に関して不適切な取り扱いがあったとして、国土交通省より2018年3月26日に業務改善指示を、同年12月19日に業務改善指導を受けております。また、同社が過去に提出した有価証券報告書において開示した役員報酬の虚偽記載等に関し、2020年2月27日付で金融庁長官から課徴金納付命令の決定を受けたほか、当該役員報酬の虚偽記載に関し、金融商品取引法違反(虚偽有価証券報告書提出罪)により同社及び同社の元役員2名が起訴され、同社及び同社の元役員1名が2022年3月3日に有罪判決を受けました(会社については判決が確定しています)。加えて、同社の元役員1名が会社法違反(特別背任罪)により起訴されております。永井素夫氏は、これらの原因となった事実が明らかになるまで当該問題を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該事実の徹底的な調査及び再発防止を指示するなど、その職責を適切に果たしております。
  - (6) 遠藤信博氏が2016年6月から2018年6月まで社外取締役を務めた株式会社かんぽ生命保険は、同社の不適正な保険募集等に関し、2019年12月27日に、金融庁より業務停止命令及び業務改善命令を受けております。遠藤信博氏は、在任中、これらの原因となった事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るなど、その職責を適切に果たしておりました。
  - (7) 遠藤信博氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループは、2020年10月1日に同社の子会社である株式会社東京 証券取引所(以下「東証」といいます。)の株式売買システムにおいて発生した障害及びそれを契機として東証の全ての取引 が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証の ルールが十分でなかったことなどが認められたとして、2020年11月30日に、金融庁より業務改善命令を受けております。遠 藤信博氏は、本件事実発生前から、同社の取締役会において、安定性及び信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提 言を行っており、本件事実発生後は、同社が設置した調査委員会の委員として、本障害発生の真因、事前及び事後の対応の 妥当性並びに再発防止措置等の事項に関して評価及び提言等を行うとともに、同社の取締役会において、同委員会の調査状 況及び調査結果について報告を行うなど、その職責を適切に果たしております。

#### ■ 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役 河和哲雄氏は辞任されます。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

		氏		名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
安	<sup>どう</sup> 藤	<sup>たか</sup> <b>隆</b>	春	新 任 社 外 取 締 役 独 立 役 員	_	_



新任社外取締役独立役員

安藤隆春

生年月日 1949年8月31日生候補者の有する当社の株式の数 0株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1972年 4 月 警察庁入庁 1994年 9 月 群馬県警察本部長 1999年 8 月 警視庁公安部長 2004年 8 月 警察庁長官官房長

 2007年8月
 警察庁次長

 2009年6月
 警察庁長官

2011年10月 退官

[株式会社アミューズ社外取締役]

[株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役]

[東武鉄道株式会社社外取締役]

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安藤隆春氏は、警察庁等において要職を歴任し、その豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断し、当社のガバナンス及びリスクマネジメントの一層の強化のため、期待される上記の役割を客観的な立場から果たしていただきたいと考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、安藤隆春氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 3. 当社は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております。安藤隆春氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
  - 4. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項

安藤隆春氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf)に掲載しております。)を満たしておりますので、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ご参考: 本定時株主総会後の取締役(予定)の専門性等(スキルマトリックス)

氏名	企業経営経営	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務 人材開発	環境・社会	営業・ マーケティング (EC 等含む)	調達・生産	技術・デジタル・研究開発
瀧原 賢二	•	•		•		•		•	•
毛利 晃	•	•	•	•		•			•
岩崎浩一	•				•		•	•	•
小髙 聡				•		•		•	•
増島 直人		•		•	•	•		•	
山田 貴夫	•				•		•	•	•
小池 祐司	•				•		•	•	•
伏屋 和彦		•	•	•		•			
永井 素夫	•	•	•				•		
遠藤 信博	•	•			•		•	•	•
大内 章			•						
伊東 敏			•						
富田美栄子				•	•				
安藤 隆春		•		•	•	•			

# 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1)事業の経過及びその成果

#### ●当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返す中、生活様式や消費者マインドが変化し、需要にも影響を与えているものの、経済活動は徐々に平常化に向かっております。一方、世界的な食糧インフレが進行する中、ウクライナ情勢に起因して穀物・資源価格が急騰し、為替相場も円安が加速する等、事業環境にも大きく影響が及んでおります。

このような中、当社グループは、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給を確保し、各事業において安全・安心な製品をお届けするという使命に取り組み、その活動を支える従業員の安全確保に努めました。また、長期ビジョン「NNI "Compass for the Future" 新しいステージに向けて ~ 総合力の発揮とモデルチェンジ」で目指す姿の実現に向け、早期に販売力と収益力を回復させることを最優先課題として取り組むとともに、更なる成長の基盤づくりを着実に進めました。

その一環として、2025年5月頃稼働予定で、岡山県 倉敷市水島地区に新製粉工場を建設し、併せて岡山工 場・坂出工場を閉鎖することを昨年10月に決定しました。 本施策により、コスト競争力を強化するとともに、地震等 の万一の被害に備えて BCP(事業継続計画)対応を強化 し、主要食糧である小麦粉の安定供給を実現してまいり ます。

また、本年1月から、加工食品事業の子会社である「日 清フーズ株式会社」の商号を「株式会社日清製粉ウェルナ」 に変更しました。ブランド戦略投資により露出度を高め、 認知度の定着、拡大を図るとともに、国内外への新たな ブランド戦略によりグローバル展開企業を目指してまいります。

さらに、長期ビジョンで掲げる持続的な「循環成長」を 推進するため、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同、及びTCFDコンソーシアムへの 参加を表明しました。併せて、CSR重要課題である「気候 変動及び水問題への対応」や「食品廃棄物・容器包装廃棄 物への対応」について、昨年8月に具体的な中長期目標を 策定しており、取組みをさらに加速させてまいります。

当期の業績につきましては、売上高は、国内製粉事業 の麦価改定に伴う小麦粉価格改定の実施、海外製粉事 業の小麦相場上昇や為替換算の影響、エンジニアリング 事業におけるプラント丁事の進捗等による増収があったも のの、収益認識会計基準適用の影響やペットフード事業 の受託生産終了による減収があり、6.797億36百万円(前 期比100.0%)となりました。なお、収益認識会計基準適 用の影響を除くと前期比108.6%の増収となっておりま す。利益面では、米国製粉事業の業績好調、国内製粉 事業における副産物のふすま販売価格の堅調な推移、中 食・惣菜事業の順調な回復、及びエンジニアリング事業 の大型工事の進捗等により、営業利益は294億30百万円 (前期比108.2%)、経常利益は326億26百万円(前期比 109.2%)、親会社株主に帰属する当期純利益は、ニュー ジーランド製粉事業の業績悪化に伴い減損損失を計上し たことにより175億9百万円(前期比92.1%)となりました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とする基本方針のもと、前期より2円増額の1株当たり年間39円を予定しております。

#### 2当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤強化のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、 品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。 当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

## 製粉事業

売上高構成比 46.1%

国内製粉事業につきましては、徐々に経済活動が正常化に向かう中、市況は回復傾向にありますが、依然として厳しい市場環境が継続しております。そのような中、拡販への取組みにより、出荷は前年を上回りました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で5.5%、10月に同19.0%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年6月及び12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

海外製粉事業につきましては、小麦相場の上昇や為替換算の影響等により売上げは 前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は、収益認識会計基準適用の影響による売上高減少はあったものの、3,135億19百万円(前期比109.7%)となりました。営業利益は、豪州製粉事業で新型コロナウイルス感染症に伴うサプライチェーンの混乱等の影響による業績悪化があったものの、米国製粉事業の業績好調や国内製粉事業における副産物のふすま販売価格の堅調な推移により85億87百万円(前期比135.9%)となりました。

#### ■売上高

3.135億19百万円

**食 品 事 業** 売上高構成比 26.9%

加工食品事業につきましては、家庭用製品が前年の大幅な出荷伸長の反動により出荷減となった一方で、業務用製品の需要が回復傾向にあり、また海外でのプレミックスの出荷は好調に推移しましたが、加工食品事業の売上げは収益認識会計基準適用の影響等により、前年を下回りました。なお、輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の価格改定を受け、昨年7月及び本年1月に小麦粉製品等の価格改定を実施しました。また、相場高騰による原材料コストの上昇等を受け、昨年9月及び本年2月にパスタ、パスタソース等、同2月に冷凍食品の価格改定を実施しました。

酵母・バイオ事業につきましては、診断薬原料・培養用基材等の出荷増により、売上げは前年を上回りました。なお、インドの子会社である Oriental Yeast India Pvt. Ltd. において建設中のイースト新工場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工事は遅延しましたが、本年夏頃からの本格稼働を目指しております。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬の出荷減により、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は、収益認識会計基準適用の影響による売上高減少もあり、1,829億68百万円(前期比85.2%)となりました。営業利益は、加工食品事業の海外プレミックス及び酵母・バイオ事業の診断薬原料・培養用基材等の出荷増があったものの、加工食品事業での家庭用製品の出荷減と拡販施策費の増加、商号変更に伴うブランド戦略投資、健康食品事業での医薬品原薬の出荷減により124億11百万円(前期比80.9%)となりました。

#### ■売上高

1,829億68百万円

## 中食・惣菜事業

売上高構成比 20.4%

中食・惣菜事業につきましては、前年の新型コロナウイルス感染症の影響から順調に回復しており、また、おせちの販売は前年に引き続き好調に推移しました。しかしながら、収益認識会計基準適用の影響により、売上高は1,383億84百万円(前期比96.9%)となりました。営業利益は販売増に加え、生産性改善効果等により、31億41百万円(前期比245.8%)と前年を大幅に上回りました。

また、中食・惣菜事業の全体最適を考えた機動的な戦略判断を行うとともにマネジメントの一層の強化を図るため、本年7月に中食・惣菜事業を統括する中間持株会社を設立することを、本年4月に決定しました。今後は中間持株会社が中心となり、傘下子会社の経営資源の有効活用や各社の経営管理・戦略立案への関与・支援を行うとともに、リスク管理・ガバナンスの強化等、競争力ある事業体制を構築してまいります。

#### ■売上高

1,383億84百万円

# その他事業売上高構成比

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおける大型工事が進捗し、売上げは前年を大きく上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル向けスクリーン印刷用資材、水素 製造装置用メッシュクロス及び自動車部品向けの化成品の出荷増により、売上げは前 年を上回りました。

ペットフード事業につきましては、2021年3月末で受託生産を終了しております。 この結果、その他事業の売上高は448億64百万円(前期比123.8%)、営業利益は51億60百万円(前期比121.7%)となりました。

■売上高

448億64百万円

6.6%

#### (2)対処すべき課題

#### ●経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是とし、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」ことを企業理念として、事業を進め業容の拡大を図ってまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭においた製品やサービスの提供に努め、「信頼」を築き上げる決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念を踏まえて、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保全、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持され続けるグループであるべく努力を重ねております。

#### 2中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、長期ビジョン「NNI "Compass for the Future" 新しいステージに向けて ~ 総合力の発揮とモデルチェンジ」で掲げる目指す姿 "未来に向かって、「健康」を支え「食のインフラ」を担うグローバル展開企業"の実現に向けて、ニュー・ニッシン・イノベーション活動を推進しております。当社グループの「総合力」を発揮する仕組みを構築するとともに「顧客志向」を改めて徹底し、「既存事業のモデルチェンジ」と「グループの事業ポートフォリオ強化」を柱とした成長戦略の推進、及びそれを支える経営機能の一層の強化等を図ってまいります。

また、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様に長期的スタンスで安定的に利益還元を行ってま

いります。連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

当社グループは、長期ビジョン実現のために策定したこれらの戦略を遂行し、利益成長と資本政策の両面から更なる1株当たり当期純利益(EPS)の成長を図るとともに資本の効率性と財務の安定性のバランスを取りながら、資本コストを上回る自己資本利益率(ROE)の確保・向上に努めてまいります。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス(G)の強化、事業の持続可能性に関わる環境(E)・社会(S)への貢献を事業戦略と深く関連させたサステナビリティ経営を推進していくことで、「企業理念の実現」と「企業価値の極大化」をより強く結び付け、あらゆるステークホルダーの皆様から積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。

なお、現在、2022年を開始年度とする新たな中期経営計画の検討を進めておりますが、本年の定時株主総会日をもって就任予定の新社長のもと、十分に議論した上で策定する予定であります。

#### ❸経営環境及び対処すべき課題等

国内外の食品業界では、依然として新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返す中、生活様式や消費者マインドが変化し、需要にも影響を与えているものの、経済活動は徐々に平常化に向かっております。一方、世界的な食糧インフレが進行する中、ウクライナ情勢に起因して穀物・資源価格が急騰し、為替相場も円安が加速する等、事業環境にも大きく影響が及んでおります。また、国内では、国際貿易協定の発効等により自由化に向けた潮流が加速していくことが予想されます。

そのような中、当社グループでは、小麦粉をはじめと する「食」の安定供給を引き続き確保し、各事業におきまし て安全・安心な製品をお届けするという使命を果たしてま いります。また、各事業では、食糧インフレ等による原材 料コスト等の大幅な増加への対応を最優先課題として取り 組んでまいります。併せて、事業競争力(「売る力」「稼ぐ 力」)の強化に向け、デジタルトランスフォーメーションを推 進し、業務のデジタル化や事業モデルの変革等に取り組 むとともに、国内・海外を含めた事業会社間の連携を強 化し、グループとしての「総合力」をさらに発揮して、長期 ビジョンの実現を目指してまいります。社会課題や技術革 新がもたらす環境変化に向き合い、持続的な成長を実現 するとともに、自らが創出する付加価値を通じて社会に貢 献する循環を作り上げることで、持続可能な社会の実現 に貢献してまいります。なお、増加するサイバー攻撃や不 正アクセス等のシステム関連のリスクに対しては、セキュ リティ機能や危機管理体制を強化することで、グループ全 体のセキュリティレベルの向上を図っております。

#### 1. 国内事業戦略

製粉事業では、お客様のニーズを的確に捉えた製品の開発や価値営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、引き続き安全・安心な製品の安定供給に努めてまいります。また、2025年5月頃稼働予定で岡山県倉敷市水島地区に新工場を建設し、併せて岡山工場・坂出工場を閉鎖することを昨年10月に決定いたしました。本施策により、コスト競争力を強化するとともに、地震等の万一の被害に備えてBCP(事業継続計画)対応を強化し、主要食糧である小麦粉の安定供給を図ってまいります。

加工食品事業では、生活者のニーズに対応すべく、「簡単・便利」「本格」「健康」を軸とした製品の付加価値化に加え、SDGs、Z世代にも対応した新製品の投入や積極的な販売促進施策等によるブランドロイ

ヤリティの向上、及び成長分野である冷凍食品事業の一層の拡大を図るなど、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、本年1月から日清フーズ株式会社の商号を株式会社日清製粉ウェルナに変更いたしました。ブランド戦略投資により露出度を高め、認知度の定着、拡大を図るとともに、国内外への新たなブランド戦略によりグローバル展開企業を目指してまいります。

中食・惣菜事業では、当社グループの研究開発力を活かした美味しさの追求とこれまで培ってきた技術力による高い生産効率の実現を両立する高度に事業化されたビジネスモデルへの転換を図ってまいります。また、中食・惣菜事業の全体最適を考えた機動的な戦略判断を行うとともにマネジメントの一層の強化を図るため、本年7月に中食・惣菜事業を統括する中間持株会社を設立することを、本年4月に決定いたしました。今後は中間持株会社が中心となり、傘下子会社の経営資源の有効活用や各社の経営管理・戦略立案への関与・支援を行うとともに、リスク管理・ガバナンスの強化等、競争力ある事業体制を構築してまいります。

酵母・バイオ、健康食品、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業では、製品開発・技術開発を 進め、各業界において存在感のある事業群として成 長を図ってまいります。

その他、国内での人手不足問題にもロボットや AI の活用、自動化等の新技術による業務プロセス改善等により適切に対応してまいります。

#### 2. 海外事業戦略

製粉事業では、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での更なる成長を図るとともに、戦略投資を積極的に推進し、海外事業の基盤拡大に取り組んでまいります。

加工食品事業では、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業をさらに拡大してまいります。また、生産面ではグローバルな最適生産体制をベースにコスト競争力を強化するとともに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

酵母・バイオ事業では、製パン用イーストの需要が高まっているインド市場に参入すべく、本年夏頃からの本格稼働を目指して Oriental Yeast India Pvt. Ltd. がイースト工場の立ち上げを進めており、高品質な製品を現地市場に供給することで、事業の拡大を目指してまいります。

その他、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

#### 3. 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループは、お客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、お客様にとって付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。さらに、自動化技術の活用による更なる効率化も検討し、人手不足問題等にも対応してまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原料及び燃料相場への対応として、調達・生産コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

#### 4. 麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、日EU・EPA、並びに日米貿易協定の発効により、米国産・カナダ産・豪州産小麦のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)の引き下げが順次実施されております。一方で、日英包括的経済連携協定やRCEP(地域的な包括的経済連携)協定が発効し、また、TPP11協定に英国、中国等が加入申請するなど国際貿易協定は広がりを見せており、小麦関連製品の国境措置が低下し、関係国からの輸入製品との競争激化が想定されます。自由化に向けた潮流が加速していく中、情勢の変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

#### 5. 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より、持続可能な社会の実現に貢献し、社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」並びに「日清製粉グループCSRの考え方」を実践することで、企業の社会的責任(CSR)を果たしてきております。また、取締役会のもとに社会委員会を設置し、グループのCSRの取組みを推進しております。

ガバナンスの強化につきましては、監査等委員会設置会社として、健全で実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築、維持するとともに、コンプライアンスにつきましては、関連法規や社会規範及び社内規程・ルールを遵守し、公正かつ自由な競争の中で事業の発展を図っております。内部統制においても、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体に広く内部統制システムの整備を行い、専任組織によるモニタリングにより、その維

持、改善に努めております。

また、安全で健康的な食の提供、持続可能な原材料の調達推進、気候変動及び水問題への対応、食品廃棄物・容器包装廃棄物への対応、働きがいのある労働環境の確保等を内容とする「CSR重要課題(マテリアリティ)」を2019年に特定し、経営の最重要課題の一つと位置付けてグループ全社で取り組んでおります。さらに、取組みの重要性が増している人権課題への対応につきましては、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて制定した「日清製粉グループ人権方針」の実践として、サプライチェーンを含む主要事業の人権デュー・ディリジェンスを進めております。

<安全で健康的な食の提供、持続可能な原材料の調 達推進>

安全・安心な製品をお届けするために、消費者の視点からの品質保証を第一とした品質保証体制を構築しており、国際的なマネジメントシステムの認証を取得・維持することで製品安全体制の継続的な改善、強化に取り組んでおります。また、CR(Consumer Relations)室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、対応の充実を図っております。さらには、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給を確保するために、BCPによる災害や感染症等への備えの拡充にも努めており、新型コロナウイルス感染症への対応においても早期にBCPを発動し、感染対策を徹底し、事業活動の維持を図っております。

<気候変動及び水問題への対応、食品廃棄物・容器 包装廃棄物への対応>

昨年8月に従来の環境目標を見直し、新たな中

長期目標を設定するとともに、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同、及びTCFDコンソーシアムへの参加を表明いたしました。また、環境課題への取組みとして、工場での省エネ設備の導入、生産効率の改善や再生可能エネルギーの導入、他社との共同配送等による環境負荷の低減などを進めております。さらには、製品開発においても、調理段階まで想定したエネルギー低減や化石燃料由来のプラスチックの削減・減量化、バイオマス素材の活用、リサイクル性の向上等、環境に配慮した製品の開発を行っております。

#### ■環境課題中長期日標

#### 1)CO<sub>2</sub>排出量削減

2050年目標	・グループの自社拠点でCO₂排出量 実質ゼロを目指す
2030年度目標	・サプライチェーンにおける CO <sub>2</sub> 排出量の削減に取り組む
	・グループの自社拠点でCO <sub>2</sub> 排出量50%削減を目指す(2013年度比)

#### 2)食品廃棄物削減

2030年度目標	・原料調達からお客様納品までの食品廃棄物の50%以上削減を目指す(2016年度比) ・サプライチェーン各段階の取引先と共に食品廃棄物削減に取り組む
----------	--

#### 3)容器包装廃棄物削減

	<ul><li>・化石燃料由来のプラスチック使用量の 25%以上削減を目指す(2019年度比)</li><li>・環境に配慮した設計などプラスチック</li></ul>
2030年度目標	資源の循環を促進する ・容器包装へのバイオマスプラスチック、 再生プラスチック、再生紙、FSC認証 紙等の持続可能な包装資材の使用を 推進する

#### 4)水使用量削減

2040年度目標	・工場の水使用量原単位30%削減を目 指す(2021年度比)
----------	-----------------------------------

#### <働きがいのある労働環境の確保>

社員一人ひとりが能力を発揮し、成長を実感できる人材育成を目指し、次世代経営人材育成のための「事業経営者育成プログラム」、専門性の高い技術者育成のための「キャリア・ディベロップメント・プログラム」、社員が各階層で必要なスキルやマインド、能力を高めていくための「階層別研修」等の各種研修プログラムを実施しております。また、従業員の労働災害の未然防止対策強化を図るとともに、「健康」で「活き活き」と働くことを実現するために、メンタルヘルスケアや健康増進にも力を入れ、社長をトップとして、健康経営を推進しております。2021年度には経済産業省が創設した認定制度である「健康経営優良法人(ホワイト500)」

の認定を2年連続で取得いたしました。その他、 柔軟な働き方を可能とする制度改正など、多様な 働き方の実現に向けた取組みも進めております。

社会貢献活動につきましては、継続的に震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献等を行っております。 当社グループは、このような企業の社会的責任への取組みを、今後も継続してまいります。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (3) 当社グループの財産及び損益の状況

	区	分	第175期 2018年度	第176期 2019年度	第177期 2020年度	第178期 2021年度 (当 期)
売	上	高 (百万円)	565,343	712,180	679,495	679,736
経	常利	益 (百万円)	32,062	31,434	29,886	32,626
親会社	株主に帰属する当身	期純利益 (百万円)	22,268	22,407	19,011	17,509
1 株	当たり当	当期 純 利 益	74円98銭	75円40銭	63円95銭	58円88銭
総	資	産 (百万円)	594,754	666,215	687,415	723,073
純	資	産 (百万円)	418,848	409,042	444,774	460,643

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第178期の期首から適用しております。

#### (4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は186億83百万円で、前期に比べ13億23百万円増加しております。

設備投資の主要なものは、Oriental Yeast India Pvt. Ltd. イースト工場建設工事等生産能力の増強投資であります。

#### (5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資 金調達は行っておりません。

### (6)重要な子会社等及び企業結合等の状況

#### ●重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
日 清 製 粉 株 式 会 社	14,917	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company,LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Allied Pinnacle Pty Ltd.	9,689	100.0	小麦粉、プレミックス、ベーカリー関連原材料等の製造及び販売
Champion Flour Milling Ltd.	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
株式会社日清製粉ウェルナ	5,006	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.8	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製パン用をはじめとした食品素材、生化学製品等の製造、販売及び創薬研究支援事業
日清ファルマ株式会社	2,689	100.0	健康食品・医薬品原薬等の製造及び販売
トオカツフーズ株式会社	100	100.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売
株式会社ジョイアス・フーズ	50	85.1	調理麺等の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパートの直営店舗の経営
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日清丸紅飼料株式会社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売

- (注1) 株式会社日清製粉ウェルナは、2022年1月1日付で日清フーズ株式会社が商号を変更したものであります。
- (注2) Miller Milling Company,LLC、Allied Pinnacle Pty Ltd.及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロ二株式会社、株式会社ジョイアス・フーズ及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

## ②重要な企業結合等の状況

該当する事項はありません。

#### (7) 当社グループの主要な事業内容

(2022年3月31日現在)

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主 要 な 製 品 等
製粉事業	小麦粉、ふすま及び小麦粉関連製品
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタ ソース、冷凍食品、製パン用等の食品素材、 生化学製品、創薬研究支援事業、健康食品
中食・惣菜事業	弁当・惣菜・調理麺等調理済食品
その他事業	設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

#### (8) 当社グループの主要な事業所

(2022年3月31日現在)

#### 1当社 本社(東京都千代田区)

研究所(ふじみ野市)

生産技術研究所

基礎研究所

QEセンター

#### 2製粉事業

日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)

つくば穀物科学研究所(つくば市)

札幌営業部(札幌市)

仙台営業部(仙台市)

関東営業部(東京都中央区)

東京営業部(東京都中央区)

名古屋営業部(名古屋市)

大阪営業部(大阪市)

中四国営業部(岡山市)

福岡営業部(福岡市)

函館工場(函館市)

千葉工場(千葉市)

鶴見工場(川崎市)

名古屋工場(名古屋市)

知多工場(知多市)

東灘工場(神戸市)

岡山工場(岡山市)

坂出工場(坂出市)

福岡工場(福岡市)

Miller Milling Company,LLC 本社(米国ミネソタ州)

Winchester工場(米国ヴァージニア州)

Fresno工場(米国カリフォルニア州)

Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)

Oakland工場(米国カリフォルニア州)

Saginaw工場(米国テキサス州)

Allied Pinnacle Pty Ltd. 本社(豪州ニューサウスウェールズ州)

Kingsgrove工場(豪州ニューサウスウェールズ州)

Picton工場(豪州ニューサウスウェールズ州)

Tennyson工場(豪州クイーンズランド州)

Altona工場(豪州ヴィクトリア州)

Kensington工場(豪州ヴィクトリア州)

Tullamarine 丁場(豪州ヴィクトリア州)

North Fremantle工場(豪州西オーストラリア州)

Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)

Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)

Christchurch工場(ニュージーランド)

#### **3**食品事業

株式会社日清製粉ウェルナ 本社(東京都千代田区)

北海道営業部(札幌市)

東北営業部(仙台市)

首都圈営業部(東京都中央区)

広域営業部(東京都中央区)

中部営業部(名古屋市)

関西営業部(大阪市)

中四国営業部(広島市)

九州営業部(福岡市)

館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区) 名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロ二株式会社 本社(宇都宮市)

宇都宮工場(宇都宮市)

神戸工場(神戸市)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区) 東京丁場(東京都板橋区)

大阪丁場(欧田市)

ス級工場(吹田巾) びわ丁場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)

健康科学研究所(ふじみ野市)

上田工場(上田市)

#### ❹中食・惣菜事業

トオカツフーズ株式会社 本社(横浜市)

足利丁場(足利市)

川口工場(川口市)

狭山工場(狭山市)

千葉柏工場(柏市)

八千代工場(八千代市)

横浜鶴見工場(横浜市)

都筑丁場(横浜市)

山北工場(神奈川県足柄上郡)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)

児玉工場(埼玉県児玉郡)

京都工場(京都府久世郡)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

熊谷工場(熊谷市)

白岡工場(白岡市)

名古屋工場(一宮市)

東大阪工場(東大阪市)

九州工場(佐賀県三養基郡)

#### 6 その他事業

日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区) 株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市) 山梨都留工場(都留市) 静岡菊川丁場(菊川市)

#### (9) 当社グループの従業員の状況

(2022年3月31日現在)

事 業 区 分	従 業 員 数	前期末比増減
製 粉 事 業	2,545名	△ 38名
食 品 事 業	3,563名	+ 45名
中食・惣菜事業	1,538名	△ 32名
その他事業	850名	△ 22名
全社(共通)	422名	+ 14名
合 計	8,918名	△ 33名

#### (10) 当社グループの主要な借入先及び借入額

(2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	10,000百万円

# 2 会社の状況に関する事項

#### (1)株式に関する事項(2022年3月31日現在)

**①発行可能株式総数** 932,856,000株

**2発行済株式の総数** 304,357,891株 (自己株式6,837,064株を含む)

**3株主数** 31,977名 (前期末比3,656名增)

❹大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	49,734	16.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	19,387	6.5
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	16,988	5.7
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	15,185	5.1
株式会社みずほ銀行	10,447	3.5
農 林 中 央 金 庫	6,932	2.3
丸 紅 株 式 会 社	6,284	2.1
株式会社三井住友銀行	4,468	1.5
日清製粉グループ社員持株会	3,877	1.3
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	3,530	1.1

<sup>(</sup>注) 当社は自己株式6,837,064株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### ⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	普通株式 13,600株	7名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	普通株式 1,200株	3名

なお、取締役(監査等委員)に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。

## (2)新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/)に掲載しております。

#### (3)会社役員に関する事項

#### ●取締役の氏名等(2022年3月31日現在)

当社における地位	氏	名	当社における担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役 取締役 長	見目	信札	ġ	日清製粉株式会社取締役会長
代表取締役専務執行役員	毛 利	5	企画本部管掌 経理・財務本部管掌	
取 締 役 常務執行役員	岩崎	浩 -	- 事業開発本部長	トオカツフーズ株式会社取締役会長(代表取締役)
取 締 役 常務執行役員	小髙	I	技術本部長	
※取 締 役 常務執行役員	増島	直	総務本部長	
取 締 役常務執行役員	ш ⊞	貴	₹	日清製粉株式会社取締役社長 (代表取締役)
取 締 役 常務執行役員	小 池	祐言	3	株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長(代表取締役)
取 締 役	三村	明	Ę	日本製鉄株式会社社友名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役 株式会社INCJ社外取締役
取 締 役	伏 屋	和了	<b></b>	一般社団法人日本内部監査協会会長
取 締 役	永 井	素	₹	日産自動車株式会社社外取締役 オルガノ株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 内	重	<u> </u>	
取 締 役 (監査等委員)	河 和	哲加	<u> </u>	弁護士 河和法律事務所所長
取 締 役(監査等委員)	伊東	ŧ	<b>*</b>	公認会計士 伊東公認会計士事務所所長
取 締 役(監査等委員)	富田	美栄	2	弁護士 西綜合法律事務所代表 ファナック株式会社社外取締役(監査等委員) 鉄建建設株式会社社外取締役 東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役

- (注1) 取締役 三村明夫、伏屋和彦、永井素夫の3氏及び取締役(監査等委員) 河和哲雄、伊東 敏、富田美栄子の3氏は社外取締役であります。
- (注2) 当社は、社外取締役全員を、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」 (インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf)に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注3) 取締役(常勤監査等委員) 大内 章氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- (注4) 取締役(監査等委員) 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注5) 当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注6) 当事業年度における当社取締役及びその地位の異動は次のとおりであります。
  - 1) 2021年6月25日をもって、滝澤道則氏は取締役を任期満了により退任いたしました。また、同日開催の第177回定時株主総会において、※印を付した取締役が新たに選任され就任いたしました。
  - 2) 2021年6月25日をもって、毛利 晃氏は代表取締役に就任いたしました。
- (注7) 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

取締役(監査等委員) 富田美栄子氏 ファナック株式会社社外監査役退任

ファナック株式会社社外取締役(監査等委員)就任

(2021年6月24日)

鉄建建設株式会社社外取締役就任

(2021年6月29日)

東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役就任

(2021年6月29日)

(注8) 当社は業務執行の迅速性を高めるために執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在、取締役兼務者を除く執行役員が 15名おります。

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

#### ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております。当該保険契約の保険料はすべて会社が負担しております。当該保険契約では、法令違反であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由を定めているほか、免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等であります。

#### 4取締役の報酬等

- 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要
  - 当社は、独立社外取締役からなる社外役員協議会(2021年12月から指名報酬等諮問委員会に改組)の協議を経て、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、1. において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。
  - ・当社の取締役の報酬は、1)優秀な人材確保、2)当社の規模及び事業領域に応じた適正水準、及び3)当社の中長期的企業価値向上に向けた健全なインセンティブの一つとしての機能の各要素を踏まえて設定することとし、一定の割合を、業績を反映する変動報酬部分で構成し、グループ貢献度等を考慮するとともに、中長期的なグループ基本戦略に対する貢献度も加味していくこととする。
  - ・当社の社内取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、1)役位に応じて毎月支給する固定報酬(基本報酬)、2)過去の業績に対する貢献度を反映し、原則として毎年一定の時期に支給す

る変動報酬(賞与)、及び3)より一層株主価値を重視した経営の推進を図るべく将来の業績を反映し、年に1回、一定の時期に支給する株式報酬の組み合わせで構成する。

- ・
  計外取締役の報酬は、
  基本報酬を主として構成する。
- ・役位毎の総報酬基準額は、報酬額の客観性と妥当性を担保するため、外部機関の調査結果等も参照した上で、役位 毎の職責やグループ経営への影響の大きさ等を考慮したものとする。

上記のほか、「3、取締役の報酬等の額」(注2)、(注3)、(注4)もご参照ください。

#### 2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議

当社は、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬及び賞与は年額4億円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)、取締役(監査等委員)の報酬額は年額90百万円以内と、それぞれ決議しております。また、同定時株主総会において、株式報酬制度に係る報酬枠の設定について決議しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、連続する3年度ごとに35万株を上限とし、株式報酬制度に基づいて当社が当社の設定した信託に拠出する額等の合計額は、連続する3年度ごとに合計300百万円を上限とすること、及び当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設け、譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該取締役に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとすることを決議しております。なお、第175回定時株主総会終結時点における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名(うち社外取締役は3名)、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

#### 3. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等(賞与)	非金銭報酬等(株式報酬)	員数(名)
取締役(監査等委員である取締役を除く)	273	190	46	35	11
取締役(監査等委員)	43	43	-	-	4
(上記のうち社外取締役)	(60)	(57)	(-)	(3)	(6)

- (注1) 上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人員には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
- (注2) 業績連動報酬等(賞与)は、当社グループの経営活動全般の活動成果を反映する連結経常利益等を指標とし、支給額は、連結経常利益の前期比増減率等に基づき前年の賞与額を増減することにより決定しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の実績は「1 企業集団の現況に関する事項」の「(3)当社グループの財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
- (注3) 非金銭報酬等(株式報酬)については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、役位別の基準額に応じて算定された数の当社株式と金銭(納税対応分)を交付及び支給し、付与した株式については、一定の譲渡制限期間を設けております。なお、当事業年度における費用計上額を記載しております。
- (注4) 職責やグループ経営への影響の大きさ等を踏まえた各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、(注4)において同じ。) の個人評価は、グループ全体の業務執行を統括する者が行うことが適していると考えられることから、各取締役の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた取締役社長(見目信樹)が決定しております。但し、当該決定は、上記1. により定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を踏まえ、かつ基本報酬及び非金銭報酬等(株式報酬)については役位別の基準額等に基づき、業績連動報酬等(賞与)については上記(注2)のとおり連結経常利益の前期比増減率等に基づき行われており、報酬決定過程の適正性・客観性が確保されております。当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合することを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 6社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

- 2. 当事業年度における主な活動状況
  - 1) 取締役 三 村 明 夫 当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出 席いたしました。取締役会において、決議事項及 び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見な ど適宜発言を行う等、当社の業務執行について企 業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づ いた適切な助言、監督を行い、期待される役割を 適切に果たしていただいております。
  - 2) 取締役 伏 屋 和 彦 当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出 席いたしました。取締役会において、決議事項及 び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見な ど適宜発言を行う等、当社の業務執行について大 蔵省(現財務省)等での要職における豊富な経験と 高度な専門的知識に基づいた適切な助言、監督を 行い、期待される役割を適切に果たしていただい ております。
  - 3) 取締役 永 井 素 夫 当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出 席いたしました。取締役会において、決議事項及 び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見な ど適宜発言を行う等、当社の業務執行について金 融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広 い見識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待 される役割を適切に果たしていただいております。

- 4) 取締役(監査等委員) 河 和 哲 雄 当事業年度中に開催された取締役会及び監査等委 員会のすべてに出席いたしました。取締役会及び 監査等委員会において、決議事項及び報告事項 の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言 を行う等、主に適法性の観点から弁護士としての 高い専門性と会社法やガバナンスに関する高度な 見識に基づき監査等委員である社外取締役として 適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切 に果たしていただいております。
- 5) 取締役(監査等委員) 伊 東 敏 当事業年度中に開催された取締役会13回のうち 12回に、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、 決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する 質問、意見など適宜発言を行う等、公認会計士と しての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき監査等委員である社外取 締役として適切に監査・監督を行い、期待される 役割を適切に果たしていただいております。
- 6) 取締役(監査等委員) 富田 美栄子 当事業年度中に開催された取締役会13回のうち 12回に、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、 決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する 質問、意見など適宜発言を行う等、主に適法性の 観点から弁護士としての高い専門性と企業法務に 関する豊富な経験に基づき監査等委員である社外 取締役として適切に監査・監督を行い、期待され る役割を適切に果たしていただいております。

#### (4)会計監査人の状況

**①会計監査人の名称** 有限責任監査法人トーマツ

#### ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- 1. 会計監査人としての報酬等の額
- 67百万円
- 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額 204百万円
- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注2) 当社子会社の一部は、有限責任監査法人トーマツ以外の 監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

#### ❸監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の当事業年度における監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

#### →会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項 各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と 認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監 査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 3 会社の体制及び方針

#### (1)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/)に掲載しております。

#### (2)株式会社の支配に関する基本方針

#### ●基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全 性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧で ある小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続 けていくことが、当社グループの青務であるとともに企業 価値の源泉かつ礎でもあり、当社グループの持続的な成 長と中長期的な企業価値向上に資するものと考えておりま す。とりわけ、小麦粉は、パン、麺、菓子など幅広い食 品に用いられる原料でありますが、当社グループは、国 内の小麦粉市場において約4割のシェアを有するリーディ ングカンパニーであり、家庭用はもちろん、多くの食品関 連メーカー等に小麦粉を供給しております。当社グループ が安全で高品質な小麦粉の安定的な供給を行うことは、 わが国の食文化を支え、社会機能を維持していくこととな り、その責務を果たしていくことが、当社グループの持続 的な成長と中長期的な企業価値向上へとつながっていき ます。従って、社会への責任という観点からも、安定的 な経営基盤のもとで、中長期的視点での継続的・計画的 な方針に基づく経営を行い、製品の高い安全性と品質の 保証、その安定的な供給を実践し続けていくことが、当 社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上には必要 不可欠であり、この点に当社固有の事情があると考えて おります。これらへの理解に欠ける者が、当社株式を買 い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針 に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共

同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては 当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在 します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が 意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社 株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループ を取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧 である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとし た社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な 情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が 確保される必要があると考えております。

# ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計

画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

## ❸基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務 及び事業の方針の決定が支配されることを防止する ための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第45条及び2021年6月25日開催の第177回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、 買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当 該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償 割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を 求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図 する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して 確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プ ランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に 関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期 間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があ ります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該 提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限 として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該 回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審 議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はii)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与えうる影響その他下記4)ア)ないしか記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提 案を当社の独立社外取締役のみから構成される企業 価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、 当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、 当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて充たして

いると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。

- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
  - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を 移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者 (そのグループ会社その他の関係者を含む。以 下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
  - (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済 原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
- 1) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、 関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- う) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社 株主に対して提示することを含む。)するための期間 (買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現 金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以 外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超

- える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行 為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいい ます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の 出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、 無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割 当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定 された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当て を実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等 (特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に 制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の

行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本 新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。 取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

#### △取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第45条の規定に則り、2021年6 月25日開催の第177回定時株主総会において株主 の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当 社独立社外取締役のみから構成される企業価値委員 会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の取 締役としての会社に対する法的義務を背景に、企業

価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。

- 4) 本プランは、上記③に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に 設定しております。3年が経過した時点で、取締役会 は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の 承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくこと を予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

### (3)剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向 40%以上を基準として配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より2円増額の1株当たり39円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり20円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた2014年3月期以降、実質的に9期連続の増配となる予定であります。

<メモ欄>	
	······································

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	280.527	流動負債	129,158
現金及び預金	69,607	支払手形及び買掛金	63,655
受取手形、売掛金及び契約資産	100,594	短期借入金	6,789
有価証券	1,103	未払法人税等 未払費用	5,784 24,727
		その他	28,201
棚卸資産	96,596		20,20
その他	13,167	固定負債	133,272
貸倒引当金	△ 542	社債	20,000
		長期借入金 リース債務	13,785 38,939
固定資産	442,546	操延税金負債	28,360
有形固定資産	219,379	修繕引当金	1,373
建物及び構築物	68,843	退職給付に係る負債	22,845
機械装置及び運搬具	53,018	長期預り金	5,696
土地	46,334	その他 <b>自 債 合</b> 計	2,272 262.430
建設仮勘定	16,149	X	202,430
   使用権資産	29,050	(純資産の部)	265.046
その他	5,981	株主資本 資本金	365,946 17.117
	3,301	資本剰余金	12,622
無形固定資産	68,752	利益剰余金	347,165
のれん	42,385	自己株式	△ 10,960
		その他の包括利益累計額	83,227
その他	26,367	その他有価証券評価差額金	60.585
		繰延ヘッジ損益	445
投資その他の資産	154,414	為替換算調整勘定	23,059
投資有価証券	141,590	退職給付に係る調整累計額	△ 862
退職給付に係る資産	316	新株予約権	95
繰延税金資産	6,933	ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ ነ	95
その他	5,698	非支配株主持分	11,373
貸倒引当金	△ 125	純 資 産 合 計	460,643
資 産 合 計	723,073	負 債 純 資 産 合 計	723,073

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金	額
売上高		679,736
売上原価		531,660
売上総利益		148,075
販売費及び一般管理費		118,645
営業利益		29,430
営業外収益		
受取利息	157	
受取配当金	3,003	
持分法による投資利益	2,070	
受取賃貸料	300	
その他	1,025	6,558
営業外費用		
支払利息	2,914	
その他	447	3,362
経常利益		32,626
特別利益		
投資有価証券売却益	1,645	1,645
特別損失		
固定資産除却損	722	
減損損失	2,439	
商号変更関連費用	336	3,499
税金等調整前当期純利益		30,773
法人税、住民税及び事業税	12,654	
法人税等調整額	△ 642	12,011
当期純利益		18,761
非支配株主に帰属する当期純利益		1,251
親会社株主に帰属する当期純利益		17,509

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目 金額 (資産の部)	科(負債
(答定の型)	(負債
(見注ソル)	
流動資産 27,743	流動負債
現金及び預金 23,471	リース債務
売掛金 293	未払金
前払費用 225	未払費用預り金
未収還付法人税等 2,540	役員賞与引当
その他 1,213	その他
固定資産 352,720	固定負債
有形固定資産 23,005	社債
建物 4.992	長期借入金
構築物 328	リース債務 繰延税金負債
機械装置 680	退職給付引当
車両運搬具 12	その他
工具器具備品 474	
土地 16,156	負 債
リース資産 345	(純資)
建設仮勘定 16	株主資本
是	資本金
無形固定資産 575	<b>資本剰余金</b> 資本準備金
借地権 18	その他資本剰
ソフトウエア 434	利益剰余金
リース資産 122	利益準備金
その他	その他利益剰
COME	配当引当積
<b>小浴その他の姿</b> 帝 200 120	固定資産圧   別途積立金
投資その他の資産 投資有価証券 329,138 85,818	
	自己株式
	評価・換算差額等
関係会社出資金 1,268	その他有価証券
関係会社長期貸付金 77,062	新株予約権
その他 639	
貸倒引当金 △ 25	
資 産 合 計 380,464	負 債 純 i

科 目	金額
(負債の部) 流動負債 リース債務 未払金 未払費用 預り金 役員賞与引当金 その他	17,362 159 213 2,899 14,007 43 41
固定負債 社債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債 退職給付引当金 その他	54,928 20,000 10,000 192 20,640 3,084 1,011
負 債 合 計	72,291
(純資産の部) 株主資本 資本金 資本利余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 配当引当積立金 固定資産圧縮積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 自己株式	261,394 17,117 9,683 9,500 183 245,545 4,379 241,165 2,000 2,518 170,770 65,877 △ 10,952
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	46,681 46,681
新株予約権            純 資 産 合 計	95 308,172
	300,172

**損益計算書** (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金	額
営業収益		29,445
営業費用		15,599
営業利益		13,845
営業外収益		
受取利息	879	
受取配当金	2,195	
その他	39	3,113
営業外費用		
支払利息	159	
その他	26	186
経常利益		16,772
特別利益		
投資有価証券売却益	1,468	1,468
特別損失		
固定資産除却損	87	87
税引前当期純利益		18,154
法人税、住民税及び事業税	1,356	
法人税等調整額	△ 33	1,322
当期純利益		16,831

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社 取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 土 畠 真 嗣 公認会計士 大 山 顕 司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専

門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制

を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認 められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に おいて連結計算書類の注記事項に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の 技術は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社 取締役会 御中

#### 有限責任監査法人ト ー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専

門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

· 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検

討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等

が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第178期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等を含めた監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社日清製粉グループ本社 監査等委員会

常勤監査等委員 大内 章⑩ 監査等委員 河和哲雄⑪ 監査等委員 伊東 敏⑪

監 香 等 委 員 富 田 美栄子 印

(注) 監査等委員河和哲雄、監査等委員伊東 敏及び監査等委員富田美栄子は、会社法第2条第15号及び第331 条第6項に規定する社外取締役であります。

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,517
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,850
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,110
現金及び現金同等物の増減額	9,576
現金及び現金同等物の期首残高	59,152
現金及び現金同等物の期末残高	68,728

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<メモ欄>	

## 株主総会会場ご案内図

会 場

東京都品川区北品川4丁目7番36号

**東京マリオットホテル** 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

お問い合わせ先

電話(03)5488-0234(会場代表)





交通のご案内

- JR各線・京急線 「品川駅」 高輪口より徒歩約15分
- 京急線 「北品川駅」 より徒歩約5分

品川駅からの株主様専用の無料臨時送迎バスはございません。 また、駐車場のご用意はございません。

株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

株式会社 日清製粉グループ本社





